

(案)

令和5年●月●日

河内町長 野澤良治様

河内町新庁舎検討委員会
委員長 牧山龍雄

河内町新庁舎の建設について（答申）

本委員会は、令和4年7月28日に諮られた新庁舎に関する必要な事項について、調査及び審議を行った結果、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

1 河内町現庁舎は、昭和44年に建設されてから、町の中心施設として~~広く親しまれてきました。~~ **長く親しまれ、その機能を果たしてきました。**

しかし、築後50年以上が経過し、建物本体や設備等の老朽化により、~~建物の安全性の確保が難しい状況となっています。~~ **が著しい状況です。したがって建物の安全性を確保することが喫緊の課題です。**

本委員会では、令和4年7月以降、計5回の協議を重ねてまいりました。そのうえで、庁舎の現状や社会経済情勢等を踏まえた結果、早い時期に建て替えが必要であるとの結論に至りました。

つきましては、新庁舎建設を進めるにあたっては、本委員会の意見が十分に反映されるよう本答申を尊重していただきますとともに、**広く**町民の意見が反映されたものとなるよう努めていただきたいと思います。

2 「河内町新庁舎検討委員会検討内容報告書」を取りまとめましたので、別添のとおり提出します。

(1) 新庁舎の建設内容について

新庁舎の建設にあたっては、協議を重ねてきた結果である「河内町新庁舎検討委員会検討内容報告書」を踏まえ、早い時期に事業を進められるよう努めていただきたい。

(2) 新庁舎の建設位置について

建設位置については、来庁者の利便性や安全性、実現性等に配慮する必要があることから、5つの基本的な考え方（報告書 P14～P39）に基づき2つの候補地（A. 現庁舎案、D. 中央公民館南側案）を選定しました。なお、用地取得を要する建設位置（案）については、用地取得等を条件に選定することとしました。また、いずれの候補地も一定の評価はできるものの、それぞれ課題もあることから、位置の決定に関しては、その解消について検討万全を期していただきたい。

(3) 新庁舎の建設事業費、財源について

建設事業費については、これから事業を進めていく中で事業費の拡大やをできるだけ抑制するなど、将来への負担を可能な限り軽減抑制することが必要であると考えます。

一般的に新庁舎建設は、国や県から補助金がないため、自主財源としての基金や活用可能な財源についても導入を検討し、将来の財政負担の軽減を図られるよう努めていただきたい。

今後この答申を尊重し、新庁舎建設の計画策定にあたっては、関係者をはじめ町民の理解と協力を得ながら、事業を推進していただきたい。

河内町新庁舎検討委員会検討内容報告書



令和5年8月

河内町新庁舎検討委員会

— 目 次 —

第1章 庁舎の現状及び課題等について

- 1 新庁舎検討の経緯及び体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 現庁舎の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 新庁舎検討の方向性の確認について・・・・・・・・・・ 7

第2章 新庁舎の基本的事項

- 1 新庁舎の基本的な考え方、整備方針について・・・・・・・・ 14
- 2 新庁舎の規模について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 新庁舎の建設位置について・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 新庁舎の建設事業費、財源について・・・・・・・・・・ 29
- 5 新庁舎検討に係る財政収支シミュレーションについて・・・・ 34

【 資 料 】

- 1 河内町新庁舎検討委員会の経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 河内町新庁舎検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 3 河内町新庁舎検討委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第1章 庁舎の現状及び課題等について

1 新庁舎検討の経緯

現在の本庁舎は、昭和44年に建築され、すでに50年以上が経過しております。

本庁舎は、建物本体及び設備の老朽化により、修繕費や光熱水費等の維持管理費の負担が大きくなっており、行政事務の執務スペースや共用の会議室等が不足しており、多様化する行政ニーズに適切に対応していくことが難しくなっております。

また、町の災害対策本部が設置される防災拠点として、平成23年度に耐震補強工事を行っておりますが、今後発生が想定される茨城県南部のプレート境界地震や首都直下地震等に対して、防災拠点としての機能が十分に発揮できるかという懸念があります。

こうした現状を踏まえて、町は、以下のとおり、新庁舎の検討を行うこととしました。

新庁舎検討の体制

(1) 河内町新庁舎検討委員会における検討

河内町新庁舎検討委員会（以下、「検討委員会」といいます。）は、議会や学識経験者、町内の公共的団体の代表者、町民代表等の委員により構成され、町長の諮問に応じて、新庁舎に関する必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申するため、令和4年7月に設置されました。

(2) 庁内検討組織による検討

新庁舎は、将来のまちづくりの拠点となるものであり、行政サービスの向上や利用者の利便性、また、防災拠点等の複合的な役割を担うため、新庁舎については、全庁的かつ総合的な検討が必要となります。このため、平成30年7月に、庁内に管理職員等により構成される河内町新庁舎検討庁内会議（以下「庁内会議」といいます。）を設置して検討を進めてきました。また、同年11月には、各課から選ばれた若手職員によるワーキンググループを結成し、管理職員から若手職員まで、幅広い年齢層の職員の意見を取り入れ、新庁舎について全庁的な体制で検討を行いました。

庁内会議等による新庁舎の検討は、新設認定こども園の建設計画等により、一時中断しておりましたが、令和4年7月に設置された検討委員会の補助組織として、改めて新庁舎に関する課題等を整理するとともに、検討委員会の資料作成等を補助しました。

2 現庁舎の現状について

本町では、現庁舎（本庁舎、第1分庁舎、第2分庁舎）のほか、みずほ分庁舎には教育委員会事務局、水道事務所には上下水道課など複数の施設に行政機能が分散されています。

本庁舎は、昭和44年の建築であり、すでに50年以上が経過しておりますが、次のような課題があります。

① 施設・設備の老朽化

- 1) 施設の老朽化による雨漏りが複数個所で発生し、随時補修工事等を行っておりますが、抜本的な対応が難しく、本庁舎1階のコピー機やプリンター等のOA機器やサーバー室のサーバー、2階の議会録音室の録音機器等が故障する恐れがあります。
- 2) 本庁舎敷地は軟弱な地盤のため、建物中央部への沈下が原因と思われる建物の傾きが発生しております。特に、本庁舎2階の会議室では、傾きが強く感じられるため、平成23年度の耐震補強工事で、会議室の床を補正し、傾きを緩和しましたが、その後再び傾きが強く感じられることになりました。
- 3) 車庫や書庫についても、老朽化による劣化が進んでおります。

※本庁舎は、「河内町公共施設個別施設計画」（令和4年3月）の劣化状況調査では、100点換算で算定した健全度が46であり、劣化が激しい状態です。

○本庁舎の外観



外観はきれいに見えますが、老朽化が著しい役場本庁舎

○雨漏りの状況



本庁舎1F 雨漏り跡



議会録音室雨漏り跡



本庁舎裏書庫雨漏り跡

雨漏りについても、修繕を繰り返していますが、他の箇所から新たな雨漏りが発生しています。

② 庁舎の狭あい化

- 1) 文書等を収納する書庫や倉庫の収納スペースが不足しており、多数のキャビネットやロッカー等が、事務スペースに置かれています。
事務スペースの不足により、機構改革等によるフロア配置の変更も困難です。
- 2) 会議室が不足しており、会議日程の調整が煩雑となっています。
- 3) 相談コーナーが不足しており、福祉や税等の相談時に、相談者のプライバシーの確保が困難です。
- 4) 入口ロビーに総合案内がありません。
- 5) エレベーターが設置されていないなど、バリアフリーへの対応が不十分のため、高齢者や障害者、子育て世代等の移動が困難となる状況があります。また、電気や情報系端末等の配線が床に露出しており、配線の断線や歩行中のつまづき事故等が発生する恐れがあります。

- 6) 宿直室がないため、土日・祝日の日直業務を職員2名が本庁舎1階の町民課窓口で対応しており、セキュリティの上で課題があります。
- 7) 職員用の休憩室や更衣室等がなく、職員が昼食を来客から見える自席でとることが日常的となっています。

○執務室の状況

書類棚や事務機器にスペースを占有されており、事務及び作業スペースが確保できていません。



○相談コーナーの状況

町民の方を対応する相談スペースが十分に確保できず、食堂と称された場所で対応せざるえない場合が多くあります。



○本庁舎の階段

本庁舎にはエレベーターが設置されていないため、高齢者や障害者、子育て世代等の移動が困難な状況です。



○床上における配線の状況



執務室の電気コード及び LAN ケーブルが床面に露出しており、安全面の確保のため改善が必要ですが、現況では対応が難しい状況となっています。

③ 防災拠点としての課題

災害時には、本庁舎 2 階の会議室に災害対策本部が設置されますが、災害対応において、以下のような課題があります。

- 1) 町内全域が利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時には、現庁舎は冠水してしまいます。基幹系及び情報系システムのサーバ室が、本庁舎 1 階に設置されており、水害時の冠水等によりシステムが機能しなくなり、行政サービスの提供が行えなくなる恐れがあります。
- 2) 本庁舎は、平成 23 年度に耐震補強工事を実施していますが、今後想定される首都直下地震等に十分な耐震性があるか懸念があります。
- 3) 非常用電源設備が不足しており、災害対策本部機能を維持するために必要とされる 72 時間の電源供給が出来ません。

○浸水想定水位表示

本庁舎玄関に掲示された水位表示です。浸水した場合には、行政サービスの提供が困難になる可能性があります。



○本庁舎サーバー室の状況

本庁舎1F に設置されたサーバー室です。水害時に浸水の可能性がある1F の設置は危険です。



○階段及び2階内壁のひび



年々増える2F 会議室等の壁のひび割れです。

3 新庁舎検討の方向性の確認について

1. 現庁舎の現状について

本町では、現庁舎（本庁舎、第1分庁舎、第2分庁舎）のほか、みずほ分庁舎には教育委員会事務局、水道事務所には上下水道課など複数の施設に行政機能が分散されています。

本庁舎は、昭和44年の建築であり、すでに50年以上が経過しておりますが、次のような課題があります。

① 施設・設備の老朽化

- 1) 施設の老朽化による雨漏りが複数個所で発生し、随時補修工事等を行っておりますが、抜本的な対応が難しく、本庁舎1階のコピー機やプリンター等のOA機器やサーバー室のサーバー、2階の議会録音室の録音機器等が故障する恐れがあります。
- 2) 本庁舎敷地は軟弱な地盤のため、建物中央部への沈下が原因と思われる建物の傾きが発生しております。特に、本庁舎2階の会議室では、傾きが強く感じられるため、平成23年度の耐震補強工事で、会議室の床を補正し、傾きを緩和しましたが、その後再び傾きが強く感じられることになりました。
- 3) 車庫や書庫についても、老朽化による劣化が進んでおります。

①役場庁舎の状況について

	役場庁舎			合計
	本庁舎	第1分庁舎	第2分庁舎	
所在地	河内町源清田1183			-
敷地面積	9,430.51㎡			-
建築面積	684.87㎡	-	-	-
延床面積	1,594.20㎡	132.00㎡	134.00㎡	-
職員数 (R4.10.1現在)	65人	13人	9人	87人
建築年度	昭和44年	平成7年	平成24年	-
経過年数	53年	27年	10年	-
階数	2階	1階	1階	-
構造	鉄筋コンクリート造	軽量鉄骨	軽量鉄骨	-
耐震診断 (Is値)	0.70	-	-	-
耐震対策	平成23年耐震補強工 事	-	-	-

(参考)

Is 値とは、構造体新指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、建物の靱性（変形能力、粘り強さ）の耐震性能を表す指標

$I_s < 0.3$ 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。

$0.3 \leq I_s < 0.6$ 地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある。

$0.6 \leq I_s$ 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。

⑥「河内町公共施設個別施設計画」（令和4年3月）の健全度算定結果（劣化状況調査）抜粋

No.	施設情報					劣化状況調査結果								
	施設名	建物名	建築年度	構造	面積	屋根・ 屋上	躯体	建物 外部	外構・ 付帯施設	建物 内部	電気 設備	機械 設備	健全度	特記事項
1	つつみ会館 (東共同利用施設)	会館	S62	RC	1,375.00	A	B	B	B	B	B	B	80	
		倉庫	S62	LGS	62.70	C	B	C	B	B	—	—	59	床面にき裂
2	福祉センター	事務所	H2	RC	1,111.00	B	C	B	B	B	B	B	66	基礎周り沈下
		物置	H4	LGS	20.76	B	B	B	B	B	B	B	75	
		車庫	H2	LGS	100.00	B	B	B	B	B	B	—	75	
		自転車置場	H2	CB	14.50	B	B	B	B	B	—	—	75	
3	保健センター	事務所	H5	RC	836.00	A	B	B	B	B	B	B	80	
4	河内町役場庁舎	庁舎	S44	RC等	1,594.20	B	D	B	C	C	C	C	46	
		分庁舎	H7	LGS	132.00	B	B	B	C	B	A	A	76	
		第2分庁舎	H24	LGS	134.00	A	A	A	C	A	A	A	96	
		消費生活相談窓口	H22	LGS	16.37	A	A	A	C	A	A	A	96	
		車庫 (4棟)	S51/H5	S	620.00	C	C	C	C	C	B	B	45	2棟(北側 東側)劣化大
		書庫	S49/H16	RC	92.00	A	B	C	C	C	C	B	64	書庫の古い部 分の劣化大
5	河内町役場みずほ分庁舎 (旧みずほ小学校)	庁舎	S54	RC	2,201.00	C	B	B	B	B	B	B	68	

(2) 評価基準

①目視等による評価【屋根・屋上、躯体、建物外部、外構・付帯施設】

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化（安全上、機能上問題なし）
C	広範囲に劣化（安全上、機能上不具合発生の兆しあり）
D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

②経年劣化による評価【建物内部、電気設備、機械設備】

評価	基準
A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化現象が見られる

修繕・改修や点検の履歴を基に、経過年数により評価します。

ただし、現地目視により著しい劣化現象が見られる場合は、それらも加味して総合的に評価します。

◎近年の維持管理費の状況

○修繕・改修工事

年度	修繕費及び工事費	主な修繕及び工事
平成30年度	1,013,462 円	・電話配線張替(129,000 円) ・都市整備課エアコン修理 (384,480 円)
令和元年度	8,111,188 円	・キュービクル塗装工事 (121,000 円) ・本庁舎空調設備更新 (7,169,800 円) ・町長室空調設備改修工事 (627,000 円)
令和2年度	1,144,539 円	・本庁舎既設空調設備撤去工事 (605,000 円) ・庁舎自動水栓取付工事 (272,800 円)
令和3年度	7,427,563 円	・北側庁舎屋根改修工事 (2,530,000 円) ・中会議室改修工事 (404,800 円) ・本庁舎裏入口自動ドア更新工事 (330,000 円) ・中会議室空調設備更新工事 (462,000 円) ・高圧ケーブル更新工事 (2,145,000 円) ・本庁舎トイレ等改修工事 (946,000 円)
合計	17,696,752 円	

直近4か年における主に老朽化に伴う施設・設備の修繕・改修工事の執行額については、年度によるバラツキがありますが、年度あたりの平均執行額は約442万円となっております。

主な修繕・改修箇所については、執務室等の空調設備の更新、食堂等がある北側庁舎屋根の防水塗装の劣化に伴う改修、ケーブルの老朽化による絶縁破壊に伴う停電の恐れがある庁舎のキュービクルへの高圧引込ケーブルの更新などとなっております。

② 庁舎の狭あい化

1) 文書等を収納する書庫や倉庫の収納スペースが不足しており、多数のキャビネットやロッカー等が、事務スペースに置かれています。

事務スペースの不足により、機構改革等によるフロア配置の変更も困難です。

2) 会議室が不足しており、会議日程の調整が煩雑となっております。

3) 相談コーナーが不足しており、福祉や税等の相談時に、相談者のプライバシーの確保が困難です。

4) 入口ロビーに総合案内がありません。

- 5) エレベーターが設置されていないなど、バリアフリーへの対応が不十分なため、高齢者や障害者、子育て世代等の移動が困難となる状況があります。また、電気や情報系端末等の配線が床に露出しており、配線の断線や歩行中のつまづき事故等が発生する恐れがあります。
- 6) 宿直室がないため、土日・祝日の日直業務を職員2名が本庁舎1階の町民課窓口で対応しており、セキュリティの上で課題があります。
- 7) 職員用の休憩室や更衣室等がなく、職員が昼食を来客から見える自席でとることが日常的となっています。

③ 防災拠点としての課題

災害時には、本庁舎2階の会議室に災害対策本部が設置されますが、災害対応において、以下のような課題があります。

- 1) 町内全域が利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時には、現庁舎は冠水してしまいます。基幹系及び情報系システムのサーバ室が、本庁舎1階に設置されており、水害時の冠水等によりシステムが機能しなくなり、行政サービスの提供が行えなくなる恐れがあります。
- 2) 本庁舎は、平成23年度に耐震補強工事を実施していますが、今後想定される首都直下地震等に十分な耐震性があるか懸念があります。
- 3) 非常用電源設備が不足しており、災害対策本部機能を維持するために必要とされる72時間の電源供給が出来ません。

2. 諸条件の比較

先ほどの「1. 現庁舎の現状について」を踏まえ、今後の庁舎のあり方として考えられる『建替』または『改修（廃校施設の活用の場合）』についての諸条件の比較を行い、今後の検討の方向性について確認させていただきます。

なお、現庁舎の改修については、平成23年度に耐震補強工事を実施し、その後も設備等の随時改修を行っているものの、築50年以上が経過し、「河内町公共施設個別施設計画」（令和4年3月）の健全度算定結果（劣化状況調査）では、100点換算で算定した健全度が46であり、劣化が激しい状態であることから、改修工事を実施しても機能回復が困難な施設であると考えられるため、諸条件の比較に含めないこととしております。

○建替と改修の比較

項目		① 建替（新庁舎）		② 廃校施設の改修（旧河内中を活用の場合）	
		建替…現在の場所または新たな場所に建替		改修…学校から庁舎への用途変更に伴う空調や内 部天井等の改修	
費用	工事	△	・改修に比べ多額 ・現在または新たな場所に建替えの場合でも、敷地購入等の費用も必要	○	・改修は建替に比べ少額であるが、改修内容や規模により、ある程度の費用が見込まれる
	維持管理	○	・省エネルギー設備等の導入などでランニングコストの軽減可能	△	・既存設備を活用した場合、ランニングコストの軽減に制約がある
	仮庁舎	△	・現在の場所に建替の場合、必要 ・新たな場所に建替の場合、不要	○	・不要
	引越し	△	・新たな場所に建替の場合、1回分 ・現在の場所に建替の場合、2回分	○	・1回分
構造・機能	バリアフリー・ユニバーサルデザイン	○	・バリアフリーに配慮したユニバーサルデザイン（※1）の導入可能	×	・構造的制約等によりエレベーターの設置ができないなど、バリアフリー化への対応困難なケースが考えられる
	間取り	○	・現在庁舎外にある窓口機能の集約が可能 ・自由なオフィスレイアウトが可能	×	・既存施設（教室等）を利用のため、オフィスレイアウトの自由度に制限があり、窓口部門を教室に分散して配置する等の制約がある。
	耐用年数	○	・50年以上の使用が可能	×	・耐用年数の延伸効果はなく、老朽化の解決は不可能で、近い将来に建替の検討が必要
利便性・安全性	仮庁舎	△	・新たな場所に建替の場合、現庁舎の使用が可能なので工事中も利便性は変わらない ・現在の場所に建替の場合、仮庁舎設置中は役場の場所が変わり、当該施設の使用ができないなど利便性は低下	○	・現庁舎の使用が可能なので工事中も利便性は変わらない
	利用者	○	・窓口の集約を図ることで利便性向上が見込まれる	×	・既存施設（教室等）の利用による執務室細分化のため、窓口部門が各教室に分散することにより、利用者の利便性が現在より大きく低下することが懸念される。
	職員	○	・窓口の集約による意思決定手続の効率化が見込まれる	×	・既存施設利用による執務室細分化のため効率化に制約がある。
	災害対応	○	・耐震性能は確保 ・災害対策本部等の十分なスペースの確保が可能	○	・耐震性能は確保（耐震補強済み）

※1 ユニバーサルデザイン…身体能力の違いや年齢、性別、国籍に関わらず、すべての人が利用しやすいようにつくられたデザイン

※2…○△×は、建替と改修を比較した際の目安。

3. 比較の結果

①建替と②廃校施設の改修を比較したとき、以下のとおりとなります。

「工事費用」は、②廃校施設の改修の方が少額となります。

「維持管理」については、①建替と②廃校施設の改修は、照明器具のLED化による照明用消費電力の削減や節水機器の採用による上下水道使用量削減など、省エネルギー設備の導入や最新の建築技術を取り入れることによる維持管理費等の軽減が見込めると考えられます。

「仮庁舎」、「引越し」については、①建替が新たな場所に建替える場合はいずれも1回となり、①建替と②廃校施設の改修は同じ条件となります。

「構造・機能」及び「利便性・安全性」については、①建替が自由な間取り等が可能であり、利便性・安全性の向上が見込まれます。

なお、②廃校施設の改修について、専門家（一級建築士）の方に相談したところ、「現庁舎の課題であるバリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの導入及びエレベーターの設置等が困難であり、また、既存施設（教室等）を利用するため、窓口部門が各教室に分散することになり、利用者の利便性が現在より大きく低下することが懸念されます。」とのアドバイスをいただきました。

庁舎の集約化による効果として、窓口の集約化による利便性の向上や出先機関の公用車台数の効率化が可能であると見込まれます。

「耐用年数」については、②廃校施設の改修は、耐用年数の延伸効果がないため、近い将来に建替への検討が必要となります。

以上のことから、長期的な視点で見ると「建替」の優位性が高いと考えられます。

第2章 新庁舎の基本的事項

1 新庁舎の基本的な考え方、整備方針について

(1) 新庁舎の考え方について

新庁舎は、町の将来のあり方をはじめ、町民と行政の協働など、町民・議会・行政のあり方、さらには庁舎周辺地域の将来構造などにも大きな影響をもたらす本町の根幹的な事業と考えられます。施設整備のみならず、行政運営全般を視野に入れた幅広い検討を加え、総合的な観点で今後の河内町のまちづくりを進めていくうえで中心となり得る新庁舎の計画が構築されることが重要となります。

以上のことを踏まえ、新庁舎の基本的な考え方を次のように定めます。

① 町民に開かれた庁舎

人にやさしく、分かりやすく、利用しやすい機能や安全性に配慮するとともに、町民のふれあいの場として親しまれる庁舎とします。

② バリアフリーとユニバーサルデザインに対応した庁舎

高齢者や障害のある方はもとより、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが導入された庁舎とします。

③ 住民自治の拠点となる庁舎

議会の独立性を保ちつつ、町民と行政が連携し、協働を図ることができる庁舎とします。

④ 町民の安心・安全を支える庁舎

町民の安心・安全な暮らしを支えるため、高度な耐震性、防火性などの災害に対応できる機能を備えた建物とし、地震や水害等の災害時における危機管理の拠点としての機能を有する庁舎とします。

⑤ 環境にやさしい庁舎

省エネルギー対策に配慮するとともに太陽光発電システム等の自然エネルギーの導入も検討し、環境負荷の低減に配慮した庁舎とします。

⑥ 行政需要の変化に対応できる庁舎

高度情報化や町民ニーズの多様化、また、行政組織の変化など将来のあらゆる変化に対応できる機能的で柔軟性の高い庁舎とします。

(2) 新庁舎の整備方針について

従来の庁舎は、各種申請や必要な手続きに訪れる施設であり、議会とともに行政施策を決定し、様々な行政サービスを推進する施設でした。また、東日本大震災以降、町民の防災意識が高まっている中、災害時における町民の安全と財産を守るための防災拠点としての役割も重要になっています。

近年においては、これに加えて多彩な町民活動や町民交流に対して施設空間を提供するなど、町民に親しまれる総合的な交流拠点としての役割も求められています。

このようなことから、新庁舎に求められる機能については、既存の公共施設などの機能を十分に考慮して、新庁舎が担うべき機能を選別し、適正な規模の新庁舎を整備していくこととなります。

以上のことを踏まえ、新庁舎の基本的な整備方針を次のように定めます。

① 人にやさしく、利用しやすい庁舎

業務の申請・届出等の受付利用及び処理等を一つの窓口で一体的に行うことができる窓口機能の充実や、利用しやすい動線計画に配慮し、町民サービスの向上を重視するとともに、高齢者や障害者、子育て世代等すべての人が安全で快適に庁舎を利用できるようバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）に適合した庁舎とします。

【平成31年4月河内町新庁舎検討庁内会議意見から】

■全ての利用者にやさしい、使いやすい庁舎

高齢者や障害者、子育て世代等をはじめとした全てのひとが利用しやすい庁舎とし、次の点に配慮します。

- ・利用者の多い窓口業務を低層階に配置します。
- ・わかりやすく配置された機能的な窓口とし、ワンストップサービスの提供に努めます。
- ・プライバシーに配慮した相談スペースを設置します。
- ・エレベーター等の設置を検討し、バリアフリー化を進めます。
- ・衛生的で、来庁者が利用しやすいトイレとします。また、多機能トイレや赤ちゃんのおむつ替えスペース等の設置を検討します。
- ・来庁者及び職員の車の駐車スペースや、災害時の対応等も考慮した駐車場を確保します。

② 無駄を省いたスリムな庁舎

経済状況や庁舎建設事業が町の財政状況に与える影響を考慮し、庁舎建設については機能性や効率性を追求し、華美な要素を排除することにより、建設コストの削減に努めます。また、施設の長寿命化、維持管理の効率性、スペースの多様性、情報通信技術等の進展や行政組織の改編等に柔軟に対応できる構造とします。

【平成 31 年 4 月河内町新庁舎検討庁内会議意見から】

■コンパクトでも中身の濃い庁舎

新庁舎は、多様化する行政サービスの提供に対応するため、機能性や効率性の視点から、コンパクトかつシンプルな構造とします。

なお、町が、中長期的に安定した財政運営を行うために、建設コストに十分に配慮した庁舎とし、次の点に配慮します。

- ・機構改革等に柔軟に対応できる事務スペースとします。
- ・書庫や倉庫の整備を行い、十分な収納スペースを確保します。
- ・特定個人情報をはじめとした情報セキュリティ機能の強化を図ります。
- ・宿直室の整備を行い、日直業務を改善するとともに、戸籍等の夜間受付への対応を行います。
- ・効率的な電話交換システム及び庁内放送システムの整備を検討します。
- ・新庁舎建設に係る財源負担の軽減に努めます。

※建設コスト削減のため、鉄骨プレハブ構造にする意見もありました。

- ・職員用更衣室の整備を検討し、公務員として適切な服装に努めます。

③ 町民参画の拠点となる庁舎

町民が気軽に立ち寄り、町政に関する情報を得ることができ、また、町民交流や様々な活動を行うことができる交流スペースを整備するなど、町民・行政・議会の協働による親しみやすく開かれた庁舎とします。

【平成 31 年 4 月河内町新庁舎検討庁内会議意見から】

■町民が参画しやすい庁舎

町民活動等に利用できる交流スペースを整備することや様々な行政情報の提供を行えるような庁舎とし、次の点に配慮します。

- ・町民が利用しやすい多目的スペース等を設置します。
- ・町民活動等の展示コーナーを設置します。
- ・行政情報等の広報コーナーを設置します。
- ・フリーWi-Fiの整備を行います。

■まちづくりの拠点となる庁舎

新庁舎が、まちづくりの拠点となるような施設の整備を検討します。

- ・ATMや売店等の設置を検討します。
- ・NAA 地域相談センターの設置を検討します。
- ・来庁者が利用できるレストランやカフェなどの設置を検討します。
- ・図書館又は閲覧室を兼ねる図書スペースの設置を検討します。また、図書館司書等の配置を検討します。

※新庁舎建設とあわせたまちづくりとして、商業施設や医療機関、銀行等の複合的機能を持った施設整備についての意見もありました。

④ 防災拠点としての庁舎

地震や水害等の災害時において、行政機能を維持することはもとより、災害対策本部として対応できるよう、耐震性の確保、情報ネットワークの強化など、災害に強い庁舎とします。

【平成31年4月河内町新庁舎検討庁内会議意見から】

■災害に強く、防災拠点となる庁舎

防災、災害復興拠点としての災害対策本部の機能強化のため、新庁舎に高い耐震性を確保するとともに、水害時における業務継続を可能とするため、次の点に配慮します。

- ・風水害や地震などの災害に強い庁舎とします。

※水害時等の対応として、1階は駐車場、2階以上は窓口及び事務スペース等とし、屋上にヘリポートを整備する意見もありました。

- ・防災、復興拠点としての機能の強化を図ります。
- ・緊急輸送道路へのアクセスを考慮します。
- ・非常用電源等の整備を行います。
- ・サーバー室は、上層階への整備とします。
- ・防災物資備蓄倉庫の整備を行います。
- ・駐車場等を災害時の自主避難者等の一時避難場所として活用することを検討します。
- ・災害対応職員の仮眠スペースやシャワー等の整備を行います。
- ・防災行政無線システムの新庁舎への移設を速やかに行います。

※H30年度～H32年度の3か年事業として、現本庁舎へ整備を行いますが、新庁舎への移設作業が速やかに行えるように配慮します。

⑤ 環境に配慮した庁舎

外壁・屋根の断熱や断熱性の高い窓ガラス等の使用、窓の方位による日射負荷の軽減、局所空調による負荷の抑制など、省資源・省エネルギー対策を行うとともに、再生エネルギーの導入も検討したうえで、環境負荷の低減に配慮した庁舎とします。

【平成31年4月河内町新庁舎検討庁内会議意見から】

■環境に配慮した庁舎

効率的な空調設備の整備を行うとともに、再生可能エネルギーの導入も検討し、長期的な維持管理費の低減や省エネルギー対策を行える庁舎とし、次の点に配慮します。

- ・効率的な省エネによる維持管理費の削減に努めます。
- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

⑥ 議会活動の拠点としての庁舎

執行機関に対するチェック機能として、円滑に議会活動が実施できるよう配慮した庁舎とします。

【平成31年4月河内町新庁舎検討庁内会議意見から】

■議会活動の拠点としての庁舎

円滑に議会活動が実施できるように、次の点に配慮します。

- ・議会の独立性とセキュリティの確保を図ります。
- ・利用しやすい傍聴席とします。

(3) 整備方針の具体的な機能

① 窓口機能

窓口サービスを基本とする各種行政サービスを効率的に行うため、わかりやすく機能的な窓口配置や、バリアフリーなどにより、利便性の向上を図ります。

例：椅子や車いすのまま手続きを行えるローカウンターを設置

② 議会機能

町民の声を町政に反映し、議会運営を進めていくために基本となる議場のほか、議長室及び議員控室等は議会の独立性に配慮した整備を行います。

例：議会中継の設備を確保し、多様な手段で議会を傍聴できる機会を提供

③ 行政機能

機密情報やプライバシーの保護などセキュリティに配慮しつつ、政策立案や事務執行など、的確で効率的な行政運営を行ううえで、必要な機能を、適正な規模で確保します。

- 例：ア 多様化する町民ニーズに対応した部署配置の変更を容易にするため、O
Aフロアを取り入れ、機能変更にも柔軟に対応
イ 会議室をバランスよく配置し、多様な会議の形態に対応
ウ 書庫等の収納空間を集約し、公文書等を機能的に管理

④ 防災拠点機能

高い耐震性や安全性を確保し、災害時に災害対策本部として指令中枢機能を備えた防災拠点として、町民の安心・安全を守る庁舎を目指します。

- 例：ア 地震等の災害にも庁舎機能が維持できるように、十分な耐震・耐久性を備えた庁舎
イ 災害時における災害対策本部の機能として、災害情報の迅速な収集・把握、救助活動や復旧活動、関係機関との連絡調整などが図れる庁舎
ウ 防災拠点として、災害時も継続使用可能となるよう、非常電源等のライフラインの確保ができる庁舎
エ データを管理するサーバーや電気設備等の安全性に配慮された庁舎

2 新庁舎の規模について

新庁舎の規模の算定に当たっては、特別職、議員数、職員数を勘案して積算するものとします。また、新庁舎は防災拠点としての機能及び町民の憩いの場などの活用も期待されることから、敷地面積も積算しました。

(1) 新庁舎の規模

① 新庁舎の職員数（令和4年10月1日現在）

職員数	内訳		
	特別職	職員	会計年度任用職員
116人	3人	104人	9人

※つつみ会館、かわち夢楽、認定こども園、かわち学園、放課後児童クラブ及び公民館の職員数及び会計年度任用職員数は除いています。

※職員数には再任用職員等も含まれます。

② 議員数（令和4年10月1日現在）

議員数は、河内町議会議員定数条例に定める12人とします。

③ 庁舎の必要延床面積（3,400㎡）

新庁舎に配置する職員の推計数116人を収容するための延床面積を総務省の「庁舎標準面積算定基準」により算出すると約3,050㎡となります。

総務省が示す標準面積には、防災機能、福利厚生機能及び町民協同のためのスペースの面積が含まれていないことから、総務省基準で求めた庁舎面積に付加機能分の面積として10%を加算し約3,400㎡を必要面積とします。

○総務省庁舎標準面積算定基準算出表による算定

区分			算出根拠				
			職員数	換算率	換算数	基準面積	延床面積
1	事務室	特別職	3	12.0	36	4.5㎡/人	162.00
		課長級	16	2.5	40		180.00
		課長補佐・係長級	46	1.8	82.8		372.60
		一般職員	51	1.0	51		229.50
		計	116		209.8		944.10
2	倉庫		事務室面積 944.10㎡×13%			122.73	
3	会議室等	会議室・トイレ・洗面所・その他	職員数 116人×7㎡			812.00	
4	玄関等	玄関、廊下、階段	上記1～3の面積 1,878.83㎡×40%			751.53	
5	議場	議場、委員会室、議員控室	議員定数 12人×35㎡			420.00	
合計							3,050.37
防災機能、福利厚生、町民協働等			上記合計×10%			305.04	
総計							3,355.40
							3,400㎡

(2) 敷地面積の規模

① 新庁舎の建設面積

新庁舎の規模を延床面積で3,400㎡とした場合、庁舎の建築面積は2階建てを想定すると1,700㎡、3階建てを想定すると1,133㎡となります。

② 駐車場

来庁者、議員数及び職員数の車の台数で算出しました。

合計	来庁者 (想定)	議員数	職員数
178台	50台	12台	116台

駐車場は、車の台数を178台として1台あたりの駐車スペースを25㎡（「総務省庁舎標準面積算定基準」から）とすると、4,450㎡となります。

更に自転車20台の駐輪スペースを設けることとして、1台あたり4㎡と想定すると駐輪場は80㎡となり、合計すると4,530㎡となることから、約4,600㎡を駐車場及び駐輪場の面積とします。

③ 敷地面積（14,000㎡）

現庁舎の敷地面積は約9,430㎡です。新庁舎は、防災拠点としての機能及び災害時の避難場所としても期待されます。また、住民のみなさまの憩いの場所として多目的広場などを設けることも想定します。

公用車45台の駐車スペースとして1,125㎡も含まれますと、現庁舎敷地面積の1.5倍となる約14,000㎡を必要面積とします。

新庁舎の 敷地面積	内訳			
	新庁舎3階 (2階)	駐車場 (来庁者、議員、 職員、自転車)	防災拠点 避難場所 多目的広場	公用車 (45台)
14,000㎡	1,133㎡ (1,700㎡)	4,600㎡	7,142㎡ (6,575㎡)	1,125㎡

※ () 内は新庁舎を2階建てにした場合の防災拠点などの面積

3 新庁舎の建設位置について

(1) 新庁舎の建設位置については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第2項で、「事務所の位置を定め又はこれを変更するものに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と定められていることから、町民の利便性及び防災拠点としての安全性等を軸とし、庁舎機能の集約化等についても検討する必要がありますと考えます。

そこで、新庁舎の建設候補地案を5つ示し、建設位置の考え方として、次の5つの視点から整理しました。

① 利便性

町民が利用しやすい位置として、自家用車をはじめ、自転車や徒歩等での来庁が可能であることなどを考慮した位置であること。

② 安全性

利根川と接している地理的条件から、水害をはじめとした様々な災害復旧時の対応、消防等関係施設との連携の強化が期待され、できるだけ地盤の良い位置であること。

③ 実現性

用地確保の確実性が高く、早い時期に建設することが可能な場所であること。

④ 経済性

財政負担ができるだけ軽減できるコストパフォーマンスが高い建設事業として進めることができる場所であること。

⑤ まちづくり

庁舎の周辺地域の活性化や将来の発展性を考慮した町の拠点施設としてふさわしい位置に立地すること。

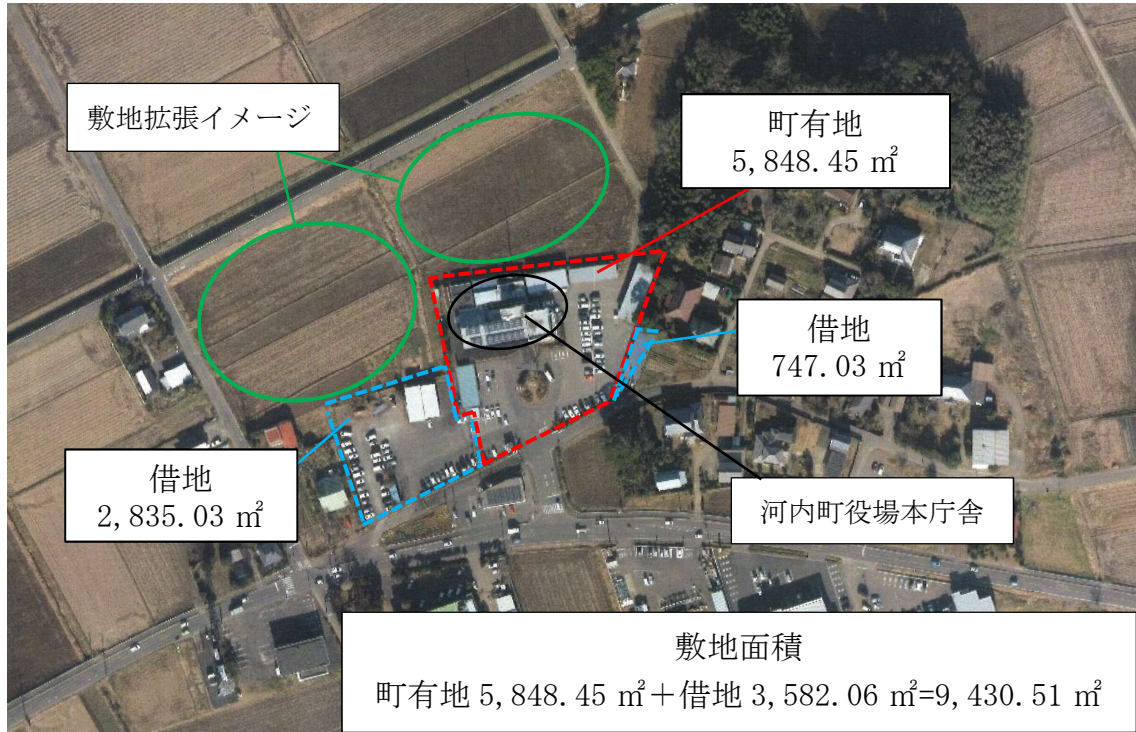
(2) 建設候補地について

上記①～⑤の基本的な考え方を踏まえ、A～Eの5つの候補地案の中から、次の2か所を建設候補地として選定しました。

A. 現庁舎案

D. 中央公民館南側案

A. 現庁舎案



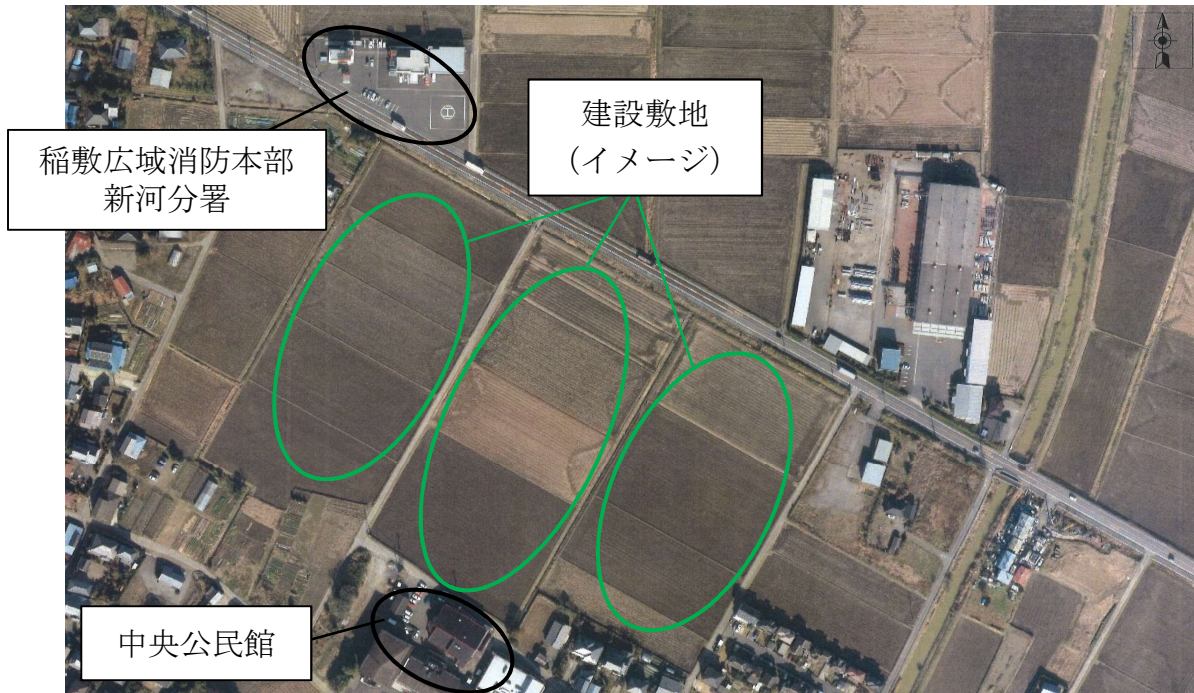
- ① 利便性
 - ・ 県道 11 号線に面している。
 - ・ 庁舎集約化に伴い、駐車場の不足が懸念される。
 - ・ 町の西側寄りに位置する。
- ② 安全性
 - ・ 第二次緊急輸送道路（県道 11 号線）に面しており、大型の緊急車両等の進入が可能。
 - ・ 利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時に庁舎は冠水の恐れがある。（最大想定浸水深 1.7m 〈河内町役場〉）
- ③ 実現性
 - ・ 約 5,848 m²が町有地である。
 - ・ 敷地を拡張する場合、用地取得及び造成工事等が必要となる。
- ④ 経済性
 - ・ 町有地の有効活用に繋がる。
 - ・ 上下水道の整備は必要なし。
 - ・ 敷地を拡張する場合、用地取得及び造成工事等が必要となる。
 - ・ 新庁舎建設にあたり、現庁舎の解体費用が必要となる。
 - ・ 仮庁舎建設の検討が必要となる。
- ⑤ まちづくり
 - ・ 町の総合計画では福祉くらし・文化のまちとして位置づけられている。

B. 旧河内中学校案



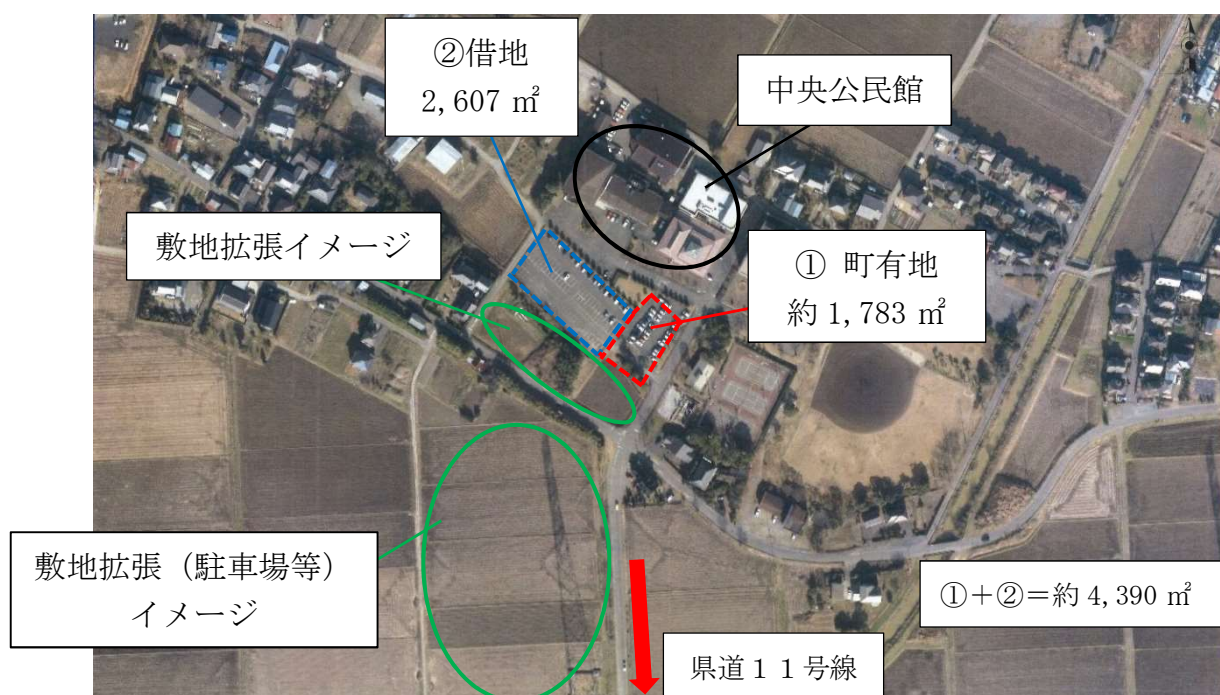
- ① 利便性
 - ・ 県道 11 号線に面していないが、アクセスは可能。
 - ・ 町の西側寄りに位置する。
- ② 安全性
 - ・ 幹線道路に面しておらず、大型緊急車両等の侵入に課題がある。
 - ・ 利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時に庁舎は冠水の恐れがある。(最大想定浸水深 1.0m 〈旧河内中学校〉)
- ③ 実現性
 - ・ 18,000 m²以上の町有地のため、実現可能。
- ④ 経済性
 - ・ 町有地の有効活用に繋がる。
 - ・ 上下水道の整備は必要なし。
 - ・ 校庭を活用する場合、造成工事費は比較的安価に抑えられる。
 - ・ 新庁舎建設にあたり、旧河内中学校校舎及び付帯施設の解体が必要となる。
 - ・ 県道 11 号線からのアクセス道路の整備の検討が必要になることも考えられる。
- ⑤ まちづくり
 - ・ 町の総合計画では福祉くらし・文化のまちとして位置づけられている。

C. 中央公民館北側案



- ① 利便性
 - ・国道 408 号線に面している。
 - ・中央公民館、保健センター、稲敷広域消防本部新河分署との連携の強化が期待できる。
 - ・町の中心付近に位置する。
- ② 安全性
 - ・大型緊急車両等が通行できる国道 408 号線に面している。
 - ・付近に稲敷広域消防本部新河分署があり、災害発生時、より緊密に連携しやすい。
 - ・利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時に庁舎は冠水の恐れがある。(最大想定浸水深 1.3m 〈農村環境改善センター〉)
- ③ 実現性
 - ・民有地のため、用地取得を要し、造成期間が長くなることが見込まれる。
- ④ 経済性
 - ・用地取得費、造成工事費が必要となる。
 - ・上下水道の整備が必要となる。
 - ・県道 11 号線からのアクセス道路の整備の検討が必要になることも考えられる。
- ⑤ まちづくり
 - ・町の総合計画では、こども・にぎわいのまちとして位置づけられている。

D. 中央公民館南側案



① 利便性

- ・ 県道 11 号線に面していないが、アクセスは可能。
- ・ 中央公民館、保健センターが隣接している。
- ・ 付近に稲敷広域消防本部新河分署があり、連携の強化が期待できる。
- ・ 公共施設の集約化に伴い、利便性の向上が期待できる。
- ・ 町の中心付近に位置する。

② 安全性

- ・ 第二次緊急輸送道路（県道 11 号線）に面していないが、大型緊急車両等の進入が可能。
- ・ 付近に稲敷広域消防本部新河分署があり、災害発生時、より緊密に連携しやすい。
- ・ 利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時に庁舎は冠水の恐れがある。（最大想定浸水深 1.3m 〈農村環境改善センター〉）

③ 実現性

- ・ 約 1,783 m²が町有地である。
- ・ 民有地については用地取得を要する。
- ・ 民有地のうち農地の部分については造成期間等が必要となる。
- ・ 現在の中央公民館駐車場を活用する案のため、新庁舎との共同利用の検討及び代替駐車場の確保が必要となる。

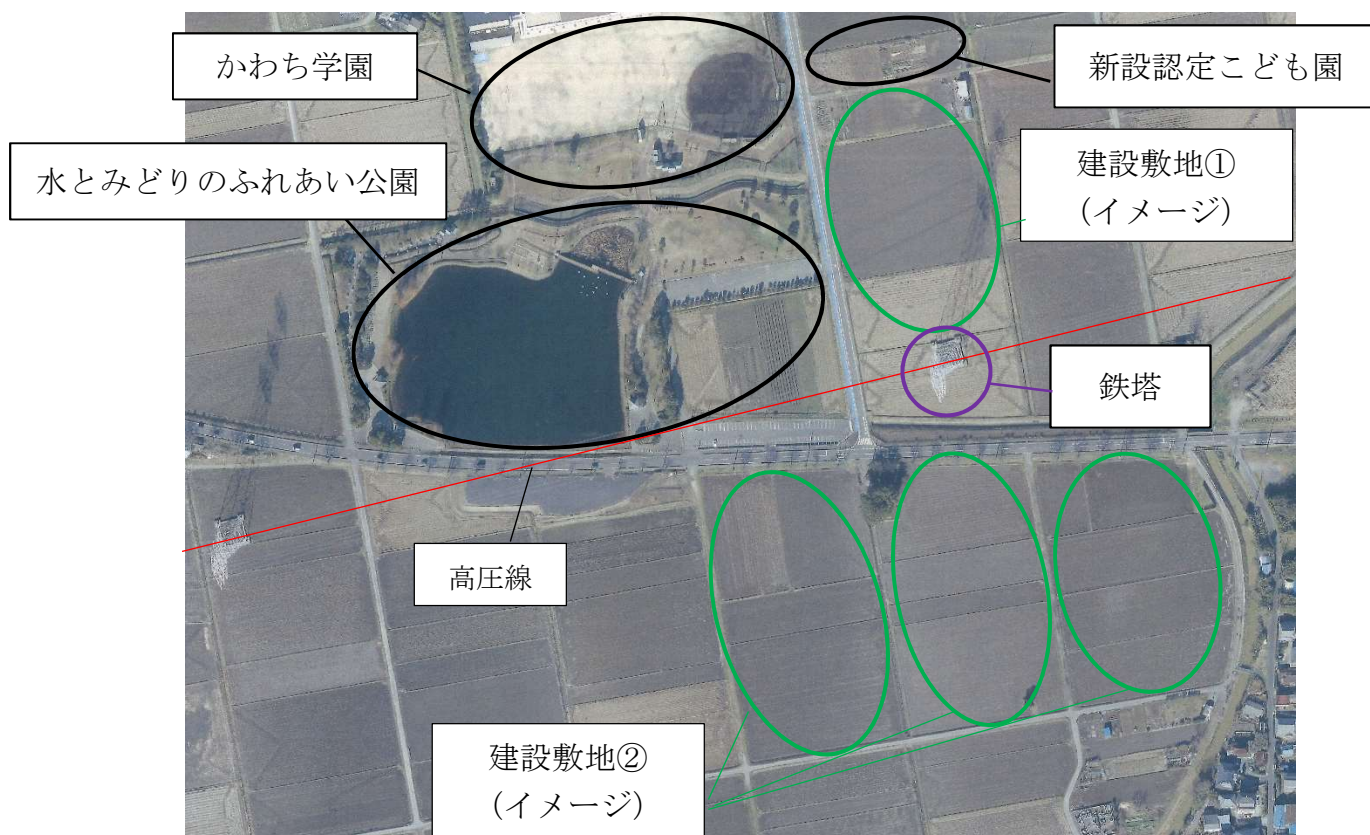
④ 経済性

- ・ 用地取得費、造成工事費が必要となる。
- ・ 上下水道の整備は必要なし。

⑤ まちづくり

- ・ 町の総合計画では、こども・にぎわいのまちとして位置づけられている。

E. かわち学園南側案



- ① 利便性
 - ・ 県道 11 号線に面している。
 - ・ 町の中心付近に位置する。
- ② 安全性
 - ・ 第二次緊急輸送道路（県道 11 号線）に面しており、大型の緊急車両等の進入が可能。
 - ・ 建設敷地①については高圧線の鉄塔が隣接する。
 - ・ 利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時に庁舎は冠水の恐れがある。（最大想定浸水深 1.9m 〈かわち学園〉）
- ③ 実現性
 - ・ 民有地のため、用地取得を要し、造成期間が長くなることが見込まれる
- ④ 経済性
 - ・ 用地取得費、造成工事費が必要となる。
 - ・ 上下水道の整備が必要となる。
- ⑤ まちづくり
 - ・ 町の総合計画では、こども・にぎわいのまちとして位置づけられている。

建設位置案 比較表

項目	A. 現庁舎案	B. 旧河内中学校案	C. 中央公民館北側案	D. 中央公民館南側案	E. かわち学園南側案
①利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道11号線に面している。 ・ 庁舎集約化に伴い、駐車場の不足が懸念される。 ・ 町の西側寄りに位置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道11号線に面していないが、アクセスは可能。 ・ 町の西側寄りに位置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道408号線に面している。 ・ 中央公民館、保健センター、稲敷広域消防本部新河分署との連携の強化が期待できる。 ・ 町の中心付近に位置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道11号線に面していないが、アクセスは可能。 ・ 中央公民館、保健センターが隣接している。 ・ 付近に稲敷広域消防本部新河分署があり、連携の強化が期待できる。 ・ 公共施設の集約化に伴い、利便性の向上が期待できる。 ・ 町の中心付近に位置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道11号線に面している。 ・ 町の中心付近に位置する。
個別評価	○	△	○	○	○
②安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次緊急輸送道路（県道11号線）に面しており、大型の緊急車両等の進入が可能。 ・ 利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時に庁舎は冠水の恐れがある。（最大想定浸水深1.7m〈河内町役場〉） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路に面しておらず、大型緊急車両等の侵入に課題がある。 ・ 利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時に庁舎は冠水の恐れがある。（最大想定浸水深1.0m〈旧河内中学校〉） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型緊急車両等が通行できる国道408号線に面している。 ・ 付近に稲敷広域消防本部新河分署があり、災害発生時、より緊密に連携しやすい。 ・ 利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時に庁舎は冠水の恐れがある。（最大想定浸水深1.3m〈農村環境改善センター〉） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次緊急輸送道路（県道11号線）に面していないが、大型緊急車両等の進入が可能。 ・ 付近に稲敷広域消防本部新河分署があり、災害発生時、より緊密に連携しやすい。 ・ 利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時に庁舎は冠水の恐れがある。（最大想定浸水深1.3m〈農村環境改善センター〉） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次緊急輸送道路（県道11号線）に面しており、大型の緊急車両等の進入が可能。 ・ 建設敷地①については高圧線の鉄塔が隣接する。 ・ 利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時に庁舎は冠水の恐れがある。（最大想定浸水深1.9m〈かわち学園〉）
個別評価	○	△	○	△	△
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約5,848㎡が町有地である。 ・ 敷地を拡張する場合、用地取得及び造成工事等が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18,000㎡以上の町有地のため、実現可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有地のため、用地取得を要し、造成期間が長くなるが見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約1,783㎡が町有地である。 ・ 民有地については用地取得を要する。 ・ 民有地のうち農地の部分については造成期間等が必要となる。 ・ 現在の中央公民館駐車場を活用する案のため、新庁舎との共同利用の検討及び代替駐車場の確保が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有地のため、用地取得を要し、造成期間が長くなるが見込まれる。
個別評価	○	◎	△	○	△
④経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町有地の有効活用に繋がる。 ・ 上下水道の整備は必要なし。 ・ 敷地を拡張する場合、用地取得及び造成工事等が必要となる。 ・ 新庁舎建設にあたり、現庁舎の解体費用が必要となる。 ・ 仮庁舎建設の検討が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町有地の有効活用に繋がる。 ・ 上下水道の整備は必要なし。 ・ 校庭を活用する場合、造成工事費は比較的安価に抑えられる。 ・ 新庁舎建設にあたり、旧河内中学校校舎及び付帯施設の解体が必要となる。 ・ 県道11号線からのアクセス道路の整備の検討が必要になることも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得費、造成工事費が必要となる。 ・ 上下水道の整備が必要となる。 ・ 県道11号線からのアクセス道路の整備の検討が必要になることも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得費、造成工事費が必要となる。 ・ 上下水道の整備は必要なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得費、造成工事費が必要となる。 ・ 上下水道の整備が必要となる。
個別評価	△	△	△	○	△
⑤まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の総合計画では福祉くらし・文化のまちとして位置づけられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の総合計画では福祉くらし・文化のまちとして位置づけられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の総合計画では、こども・にぎわいのまちとして位置づけられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の総合計画では、こども・にぎわいのまちとして位置づけられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の総合計画では、こども・にぎわいのまちとして位置づけられている。
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現庁舎が設置されていることもあり、利便性や安全性については一定の優位性があるが、土地の拡張、現庁舎の解体費用等の経済性に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町有地の面積が広く、実現性の高さにも最も優位性がある。一方で幹線道路に面していないこと及び校舎及び付帯施設の解体費用等の経済性に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央公民館、保健センター、稲敷広域消防本部新河分署等の各種施設との連携、町の中心付近であることに優位性がある。一方で用地取得及び造成工事費、上下水道の整備、アクセス道路の整備等の実現性や経済性に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央公民館、保健センターとの町施設の集約化、稲敷広域消防本部新河分署等の各種施設との連携、町の中心付近であることに優位性がある。一方で敷地の拡張性、用地取得、造成工事、代替駐車場の確保等、実現性と経済性の中に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の中心付近に位置し、かわち学園、新設認定こども園、水とみどりのふれあい公園等の公共施設との連携に優位性がある。一方で用地取得及び造成工事費、上下水道の整備等による経済性。また、高圧線の鉄塔の付近となることから自然災害による倒壊の危険性等による安全性に課題がある。

※個別評価は各案を比較した目安となります。

4 新庁舎の建設事業費、財源について

建設事業費については、設計段階で精査し積算していくこととなりますが、現時点における試算をすることで、これから事業を進めていく中で事業費の拡大をできるだけ抑制するなど、将来への負担を可能な限り軽減することが必要であると考えます。

(1) 新庁舎の建設工事費について

① 他市町村の新庁舎建設取組みの事例

近年実施または計画されている、他自治体の庁舎建設事例を参考にすると、建設工事費単価は、1㎡当たり約444千円前後（税込）となっております。

近年の建設資材の価格は世界的な需要増により中長期的に上昇傾向で推移することが予想されます。

また、公共工事設計労務単価は、平成25年度以降10年連続上昇が続いており、今後も労働者不足や労働環境の改善等に伴った上昇が続くことが考えられます。

○他市町村の新庁舎建設取組み事例 ※各市町の資料等による

	市町村名	職員数	延床面積	本体工事費	㎡単価	構造等	完成(予定)年度
1	茨城県城里町	162人	5,113㎡	2,016百万円	394千円	地上3F、RC造・免震	平成26年度
2	茨城県稲敷市	393人	9,241㎡	4,958百万円	536千円	地上5F、S造、免震	平成27年度
3	茨城県石岡市	332人	10,512㎡	4,482百万円	426千円	地下1F地上3F、RC造、免震	平成30年度
4	茨城県結城市	370人	11,054㎡	4,560百万円	412千円	地上5F、S造、免震	令和2年度
5	栃木県壬生町	221人	7,769㎡	2,995百万円	385千円	地上3F、RC造、耐震	令和3年度
6	茨城県桜川市	365人	7,900㎡	4,030百万円	510千円	設計中	令和7年度(予定)

上記1～6の㎡単価の平均は、約444千円となります。

② 新庁舎建設の想定単価

これらを踏まえ、建設工事費単価は、新庁舎の建設年度を令和10～11年度と仮定した場合、建設資材の価格や労務単価の上昇傾向を考慮するとともに、他自治体の取組み事例も参考に約21%程度※(1)の単価上昇の目安として、「540千円/㎡」※(2)として検討することとします。

※(1) 単価上昇割合の想定…建築着工統計調査(国交省)に基づいたデータによると、2021年(令和3年)までの9年で建築費が29.4%(年平均で約3.26%)上昇しており、引き続き上昇傾向であると予想されることから、「3%×7年(令和4～10年)=21%」とします。

※(2) 想定単価の算出…444千円×1.21=537.24千円→540千円

※留意事項

- ・新庁舎の建設にあたっては、防災対策や住民の利便性向上を図る観点から、様々な機能を持たせることで、想定以上の金額が必要となることが考えられます。
- ・今後の社会情勢の変動による建設資材の価格や人件費などが、想定外に上昇する可能性もあります。

(2) 建設事業費の試算について

「新庁舎の建設位置について」でお示した案ごとに事業費の試算を行いました。なお、試算は想定されるひとつの目安であり、設計段階で精査し積算していくこととなります。表中■は、案ごとに異なる項目となります。

① A. 現庁舎案

区分	事業費(百万円)	積算等
① 建設工事費	1,836.0	3,400㎡(新庁舎の規模で算出した必要面積)×540千円
② 設計・監理費	183.6	建設工事×10% ※他市町村参考(大子町)
③ 外構工事	184.5	12,300㎡×15千円 ※他市町村参考(大子町)
④ 備品購入	100.0	※他市町村参考(大子町)
⑤ 移転費等	97.0	移転費、機器移設、防災無線移設等 ※他市町村参考(青森県鱒ヶ沢町)
⑥ 造成工事	154.0	14,000㎡×11千円 ※参考(国税庁R4宅地造成費の金額表)
⑦ 用地費	67.9	・3,582㎡×10千円=35,820千円 ※借地(非農地) ・4,570㎡×7千円=31,990千円 ※農地 14000㎡-(町有地5,848㎡+借地(非農地)3,582㎡)=4,570㎡(農地)
⑧ 解体工事	279.5	2,588㎡(本庁舎、分庁舎、車庫等)×108千円 ※参考(中央公民館解体工事概算)
⑨ 車庫・防災倉庫等	50.0	※他市町村参考(青森県鱒ヶ沢町)
合計	2,952.5	

※現庁舎を運用しながら、駐車場等を一時移転し敷地西側に建設を行う想定での試算。

② B. 旧河内中学校案

区分	事業費(百万円)	積算等
①建設工事費	1,836.0	3,400 m ² (新庁舎の規模で算出した必要面積) × 540 千円
②設計・監理費	183.6	建設工事 × 10% ※他市町村参考(大子町)
③外構工事	184.5	12,300 m ² × 15 千円 ※他市町村参考(大子町)
④備品購入	100.0	※他市町村参考(大子町)
⑤移転費等	97.0	移転費、機器移設、防災無線移設等 ※他市町村参考(青森県鱒ヶ沢町)
⑥造成工事	154.0	14,000 m ² × 11 千円 ※参考(国税庁 R4 宅地造成費の金額表)
⑦用地費	0	
⑧解体工事	625.8	3,206 m ² (旧河内中学校校舎) × 108 千円 2,588 m ² (本庁舎、分庁舎、車庫等) × 108 千円 ※参考(中央公民館解体工事概算)
⑨車庫・防災倉庫等	50.0	※他市町村参考(青森県鱒ヶ沢町)
合計	3,230.9	

※このほかに、建設事業終了後、アクセス道路整備の検討が必要と見込まれます。

③ C. 中央公民館北側案、E. かわち学園南側案

区分	事業費(百万円)	積算等
①建設工事費	1,836.0	3,400 m ² (新庁舎の規模で算出した必要面積) × 540 千円
②設計・監理費	183.6	建設工事 × 10% ※他市町村参考(大子町)
③外構工事	184.5	12,300 m ² × 15 千円 ※他市町村参考(大子町)
④備品購入	100.0	※他市町村参考(大子町)
⑤移転費等	97.0	移転費、機器移設、防災無線移設等 ※他市町村参考(青森県鱒ヶ沢町)
⑥造成工事	154.0	14,000 m ² × 11 千円 ※参考(国税庁 R4 宅地造成費の金額表)
⑦用地費	98.0	14,000 m ² × 7 千円 ※農地
⑧解体工事	279.5	2,588 m ² (本庁舎、分庁舎、車庫等) × 108 千円 ※参考(中央公民館解体工事概算)
⑨車庫・防災倉庫等	50.0	※他市町村参考(青森県鱒ヶ沢町)
合計	2,982.6	

※このほかに、建設事業終了後、アクセス道路整備の検討が必要と見込まれます。

④ D. 中央公民館南側案

区分	事業費(百万円)	積算等
①建設工事費	1,836.0	3,400 m ² (新庁舎の規模で算出した必要面積) × 540 千円
②設計・監理費	183.6	建設工事 × 10% ※他市町村参考(大子町)
③外構工事	184.5	12,300 m ² × 15 千円 ※他市町村参考(大子町)
④備品購入	100.0	※他市町村参考(大子町)
⑤移転費等	97.0	移転費、機器移設、防災無線移設等 ※他市町村参考(青森県鱒ヶ沢町)
⑥造成工事	154.0	14,000 m ² × 11 千円 ※参考(国税庁 R4 宅地造成費の金額表)
⑦用地費	93.4	・2,607 m ² (改善センター前駐車場=借地) × 10 千円 = 26,070 千円 ※非農地 ・9,610 m ² × 7 千円 = 67,270 千円 ※農地 14000 m ² - (町有地 1,783 m ² + 借地(非農地) 2,607 m ²) = 9,610 m ² (農地)
⑧解体工事	279.5	2,588 m ² (本庁舎、分庁舎、車庫等) × 108 千円 ※参考(中央公民館解体工事概算)
⑨車庫・防災倉庫等	50.0	※他市町村参考(青森県鱒ヶ沢町)
合計	2,978.0	

(3) 防災対策にかかる費用について

上記の建設事業費の試算に加え、必要に応じて見込まれる防災対策にかかる費用について、以下のとおり想定されます。

① 地震対策費用

・耐震構造の違いによる費用 ※参考(愛媛県松野町)

	耐震構造	制振構造	免震構造
概要	柱などの構造体を堅牢にして耐える構造	躯体に制振装置を組み込み、制御する構造	建物と基礎との間に免振装置を設置し、建物に地震の揺れを直接伝えない構造
建設費	標準(コスト比: 100)	やや高い(コスト比: 103)	高い(コスト比: 105~107)

② 浸水対策費用(試算) ※参考(国税庁 R4 宅地造成費の金額表他)

・建設面積2階建て1,700 m²を2m盛土した場合の費用

	金額	積算等
盛土	24,820 千円	・盛土 7,300 円/m ² × 1,700 m ² × 2m
擁壁工事	62,458 千円	・土留め(2m擁壁工事) 36,740 円/m ² × 1,700 m ²
消費税	8,727.8 千円	
合計	96,005.8 千円	

(4) 財源について

一般的に新庁舎建設は、国や県から補助金がないため、自主財源としての基金や地方交付税措置の無い地方債などで事業を実施する必要があります。

具体的には、地方債（一般単独事業債※(1)等）及び今後設置する予定の新庁舎建設基金（仮称）の活用を検討していきます。

また、他市町村等の事例などを調査し、活用可能な財源についても導入を検討し、将来の財政負担の軽減を図ります。

※(1) 一般単独事業債…新庁舎建設等の幅広い事業に活用（充当率は対象事業費の75%）できますが、地方交付税措置がない地方債です。

5 新庁舎建設に係る財政収支シミュレーションについて (令和元年度～令和10年度)

(1) はじめに

国の月例経済報告（令和4年9月）によると、先行きについては「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種施策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とし、「ただし、世界的な金融引き締め等が続くなか、海外景気の下揺れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

このような中、本町におきましてもコロナウイルス感染拡大やウクライナ情勢等に伴う世界的なインフレによる物価の高騰など、先行きの社会経済においても予測が立たない状況ではありますが「第5次河内町総合計画」、「第2期河内町総合戦略」及び今年度承認された「河内町過疎地域持続的発展計画」に基づき、住環境整備事業をはじめ新たな町づくりに向けて各種事業を推進しているところであります。

新庁舎の建設にあたりましては、現時点におきまして概ね30億円程度の建設事業費を要すると試算しているところであり、これに伴う財源の確保について将来推計を含めて検討致しました。

新庁舎の概要につきましては、基本構想はもとより基本設計等の詳細がない状況であることから、あくまでも建設事業費を30億と仮定したうえでの将来的な財政収支シミュレーション（以下、「シミュレーション」という。）を行いました。

これまで本町は、平成27～28年度にかわち学園建設事業費として総額で約25億（給食センターを含む）、今年度になります令和4～5年度にかけて新設認定こども園建設事業費として総額で約11億と大きな財政負担を伴う事業を実施したところであります。

これらの他に、直売所にサイクルステーションを併設した施設である「かわち夢楽」の建設や農村環境改善センターの改修工事、次年度以降は旧みずほ小学校グラウンドに多目的スポーツ施設、中央公民館のリニューアル等も計画しているところであります。

これら事業の実施にあたりましては、事業計画が立ち上げられた時点から過度な財政負担を招かぬよう、事業費（見込額）の50%程度を目標に基金への積立を行うとともに、補助金はもとより地方交付税の対象となる借入金等を活用することで一般財源の抑制及び後年度負担の軽減を思慮し事業費の確保に努めているところであります。

(2) シミュレーションの概要

1) 期間

令和4年度から令和10年度までの7年間

2) シミュレーションの位置づけ

本シミュレーションは、「第5次河内町総合計画」、「第2期河内町総合戦略」及び「河内町過疎地域持続的発展計画」を推進するにあたり各種施策の実現に向けて財政収支のシミュレーションを行うことで単年度における過度な財政支出や、後年度における負担増を招くことなく財源の確保の見通しを立てるとともに、社会情勢等の変化にも弾力的に対応が図れるようシミュレーションの期間内においても必要に応じて随時見直しを行い柔軟に対応していくものとします。

3) 課題と目標

① 歳出の抑制

普通建設事業費については、優先度等を考慮し過大な事業費の計上とならないよう十分協議のうえ予算計上する。

多大な事業費を伴うものについては、単年度における過度な財政負担を招かぬよう継続事業等の設定についても検討します。

また、事務事業の効率化を図り、内部経費の節減等による歳出の抑制に努めます。

② 新たな自主財源の確保

少子高齢化に加え人口流出等により生産年齢人口が減少しており、今後の自主財源の伸びは見込めない状況を鑑み、町税等の収納率向上、使用料・手数料の見直し、活用可能な国庫補助金などあらゆる角度から新たな財源確保に努めます。

③ 基金の運用

令和3年度末時点において財政調整基金残高が3億5,101万円、町債基金が4億7,890万円、その他特定目的基金が22億2,900万円、その内公共施設整備基金が14億9,604万円となっています。今後、施策の推進に伴いこれら基金の取り崩しも想定されますが、可能な限り総額を維持するとともに決算剰余金が見込める場合には積極的に積立を行い財源の確保に努めます。

○試案にあたっての前提条件

【歳入】

区 分		算定にあたっての考え方
歳 入 科 目	地方税	前年度の数値に過去3カ年の平均値を基に積算を行った。 人口減少、高齢化が進む中で本町における就業人口の減少が見込まれることから令和7年度以降は毎年度微減の試算とした。
	地方譲与税及び各種交付金	地方譲与税、地方消費税等の地方財政計画に基づく各種交付金については制度改正等も踏まえ実数把握が予測できない事もあり過去3カ年の平均値を基に試算を行った。
	地方交付税	直近3カ年の交付額は前年度比10%増、加えて基準財政需要額に算定される償還金（義務教育債、政府資金）が増加することから普通交付税については増額が見込めるところではあるが、臨時的な歳出に伴い算定される特別交付税については減少の傾向にあることから令和5年度以降は現状維持とした。
	分担金・負担金	令和2・3年度は、複数市町村で構成する稲敷地域病院群輪番制運営費負担金を当町が事務局であったことから一般会計で受けていたことで一時的に増収となった。
	使用料・手数料	使用料については、令和2年度から、認定こども園利用者負担金を無償化したことにより減収となった。
	国・県庫支出金	令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染対策事業に伴う財源措置として大幅な増収となった。令和4年度以降は従前の決算額を考慮し試算を行った。
	寄付金	ふるさと納税寄付金のこれまでの実績を基に試算
	繰入金	財源不足を補うための財政調整基金、償還金の財源を目的とした町債基金、その他特定の目的の財源とするための特定目的基金からの繰入金を毎年度の事業費に応じて充当した。 ※ 令和5～6年度については新設認定こども園、観光情報発信交流施設、中央公民館新設事業等の計画により増額とした。
	地方債	各年度の事業計画に応じて借入額を試算した。特に、過疎債や臨時財政対策債など償還金が交付税に算定されるなど有効に活用できるものを優先する。 ※ 令和4～6年度については新設認定こども園、観光情報発信交流施設、旧みずほ小グラウンド改修、中央公民館新設事業等の計画により増額とした。
	諸収入	令和2年度以降、成田空港新滑走路建設等に伴う関連交付金の増収

【歳出】

	区 分	算定にあたっての考え方
歳 出 科 目	人件費	職員給与、会計年度職員に係る給料、期末・勤勉手当、退職手当負担金、共済費について年次微増とし、令和5年度以降は退職年齢の段階的な引き上げを考慮して試算した。
	扶助費	令和3年度は住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時給付金等により支出増となった。以降についても直近の伸び率や国の動向等を見込んで試算した。(保育所運営費、児童・福祉手当、介護給付費等)
	公債費	公債台帳に期間中における借入見込額を加えて翌年度以降の償還額を試算した。現時点において令和6～8年度がピークであり年額3億5,000万円程度と見込んでいる。
	物件費	令和3～4年度は新型コロナウイルス対策事業として臨時予防接種事業の委託料等により増額となった。翌年度以降についても国等の動向を見込んで試算した。
	補助費	令和2年度は、定額給付金事業(一人当たり10万円給付)により大幅な増額となった。令和3年度以降についても成田空港関連補助金(民家防音維持管理費、生活環境改善事業)、農業関連補助金(水稻メガファーム育成事業、転作関連補助金)等を見込んで試算した。
	繰出金	各特別会計繰出金については過去3カ年の決算額を基に試算した。上下水道特別会計について、普通建設事業費負担分がある場合については臨時的経費として一時的に繰出金が増加する場合がある。
	積立金	財政調整基金、町債基金及び特定目的基金を設置し決算剰余金がある場合には可能な限り積み立てる。
	普通建設事業費	<p>令和4年度から令和6年度にかけて、施設の新設及び改修など大きな財政支出を伴う事業計画を検討している。</p> <p>これらの事業費を加味したうえで試算を行った。</p> <p>【主な主要事業】</p> <p>令和4年度：新設認定こども園建設事業 (450,000千円) 継続事業 観光情報発信交流施設整備事業 (250,000千円) 継続事業 つつみ会館バーベキュー施設等整備 (60,000千円) 改善センター改修工事 ・外装(97,000千円) ・内装(30,000千円)</p>

	<p>令和5年度：新設認定こども園建設事業 (600,000千円) 継続事業</p> <p>観光情報発信交流施設整備事業 (450,000千円) 継続事業</p> <p>中央公民館解体工事 (100,000千円)</p> <p>旧みずほ小学校グラウンド改修事業 (350,000千円) 継続事業</p> <p>令和6年度：中央公民館新設事業 (400,000千円)</p> <p>旧みずほ小学校グラウンド改修事業 (100,000千円) 継続事業</p>
--	---

【基金】

区 分	算定にあたっての考え方
基金の管理	<p>可能な限り取り崩しを行わず決算剰余金が見込める場合には積極的に積立を行うものとする。</p> <p>現時点における基金総額を可能な限り維持するとともに、特定目的基金に（仮）新庁舎建設基金を新設し、基金間での組み換えも含めて令和10年度までに10億を目標に財源の確保に努める。</p>

【借入金】

区 分	算定にあたっての考え方
地方債残高	<p>各年度の事業実施に伴う借入金については、後年度における償還金が交付税に算定されるなど効果的に活用できるものを優先する。</p> <p>今後の事業計画に伴い借入金残高は、令和6年度末に約53億となる見込みであるが、その内約40億程度については返済額の50%~70%が交付税措置されるものであることから実質的な借入残高としては20億程度と考えられる。</p> <p>新庁舎建設における財源としては20億程度の借入を検討することとなるが、借入に伴う償還金は義務的経費として財政収支を圧迫する要因ともなることから、借入期間を30年間とするなど各年度における償還額の平準化を図るなど後年度における過度な財政負担の軽減を図る。</p>

財政計画 歳入状況

(単位:千円)

【地方債内訳】

区分	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年
地方譲与税	907,497	896,868	874,354	870,000	870,000	865,000	860,000	860,000	855,000	855,000
地方交付金	98,588	97,672	99,115	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000
利子割交付金	689	719	562	600	600	550	500	500	500	500
配当割交付金	3,849	3,452	5,346	4,200	4,000	4,000	3,900	3,900	3,700	3,700
株式等譲渡所得割交付金	2,338	4,807	6,352	4,000	3,500	3,200	3,200	3,000	3,000	3,000
地方消費税交付金	147,043	182,629	195,669	175,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
ゴルフ場利用税交付金	13,829	12,714	14,982	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
自動車取得税交付金	14,212	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税環境性能割交付金	-	7,152	8,668	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
法人事業税交付金	-	4,283	8,825	7,000	6,700	7,500	7,100	7,100	7,200	7,100
地方特例交付金	19,075	7,416	15,901	14,000	12,400	14,100	13,500	13,300	13,600	13,500
地方交付税	1,732,179	1,968,816	2,134,873	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,950,000
(一般財源計)	2,943,663	3,186,528	3,364,647	3,143,300	3,135,700	3,132,850	3,126,700	3,126,300	3,121,500	3,121,300
交通安全交付金	779	793	822	800	800	800	800	800	800	800
分担金・負担金	3,336	33,813	46,534	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
使手用材料	33,750	20,027	22,840	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
国庫支出金	10,866	10,718	10,457	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
都道府県支出金	251,015	1,433,786	655,790	570,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
財産収入	265,359	367,557	400,449	370,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
寄附金	1,110	730	939	800	800	800	800	800	800	800
繰入金	74,521	57,581	62,249	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
繰越金	391,840	162,888	132,746	100,000	800,000	300,000	200,000	200,000	200,000	100,000
繰入金	363,821	505,986	533,005	645,000	345,400	217,200	117,150	132,950	173,350	162,950
諸収入	278,204	477,840	413,135	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
地方債	219,500	299,400	149,400	770,000	1,300,000	485,000	150,000	100,000	100,000	100,000
歳入合計	4,837,764	6,557,647	5,793,013	6,063,400	6,546,200	5,100,150	4,558,950	4,524,350	4,559,950	4,449,350

- 《令和4年度》
 ・新設認定こども園 450,000千円
 ・観光情報発信交流施設整備 250,000千円
 ・臨時財政対策債 40,000千円
 ・過疎債ソフト事業分 35,000千円
- 《令和5年度》
 ・新設認定こども園 600,000千円
 ・観光情報発信交流施設整備 350,000千円
 ・臨時財政対策債 50,000千円
 ・過疎債ソフト事業分 35,000千円
 ・旧みずほ小グラウンド改修 350,000千円
- 《令和6年度》
 ・中央公民館新設 400,000千円
 ・臨時財政対策債 50,000千円
 ・過疎債ソフト事業分
- 《令和7年度》
 ・臨時財政対策債 50,000千円
 ・過疎債ハード事業分 65,000千円
 ・過疎債ソフト事業分 35,000千円

39 財政計画 性質別歳出状況

(単位:千円)

【主な普通建設事業内訳】

区分	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年
人件費	876,566	951,037	944,062	950,000	960,000	970,000	980,000	990,000	1,000,000	1,010,000
扶助費	474,502	466,033	622,697	500,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
公債費	283,361	312,877	327,421	330,000	340,000	340,000	325,000	340,000	380,000	370,000
物件修繕費	548,347	567,987	640,914	850,000	750,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
補助費等	51,218	33,162	23,863	36,000	50,000	50,000	40,000	40,000	35,000	35,000
うち一部事務組合負担金	667,384	1,825,669	894,622	900,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000
繰出金	271,378	400,636	299,625	340,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
積立金	653,409	635,156	657,253	650,000	647,000	651,000	649,000	649,000	650,000	649,000
投資・出資金・貸付金	429,269	657,415	462,995	300,000	800,000	300,000	250,000	200,000	200,000	100,000
前年度繰上充用金	2,968	2,114	22,300	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
普通建設事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普通建設事業費	344,754	573,192	551,810	1,200,000	1,450,000	740,000	250,000	200,000	200,000	200,000
災害復旧事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害対策事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歳出合計	4,331,778	6,024,642	5,147,937	5,718,000	6,329,000	4,983,000	4,426,000	4,351,000	4,397,000	4,296,000

- 《令和4年度》
 ・新設認定こども園 450,000千円
 ・つつみ会館パーベキュー施設等 60,000千円
 ・改善センター改修工事 外装 97,000千円
 内装 30,000千円
 ・観光情報発信施設 250,000千円
 ・道路新設改良 57,000千円
- 《令和5年度》
 ・新設認定こども園 600,000千円
 ・観光情報発信施設 450,000千円
 ・中央公民館解体 100,000千円
 ・道路新設改良 100,000千円
 ・旧みずほ小グラウンド改修 350,000千円
- 《令和6年度》
 ・中央公民館新設 400,000千円
 ・道路新設改良 40,000千円
 ・旧みずほ小グラウンド照明 100,000千円

基金状況

(単位:千円)

1. 財政調整基金	250,982	251,004	351,018	401,500	401,500	401,500	401,500	401,500	401,500	401,500
2. 町債基金	278,879	378,897	478,903	479,000	479,000	479,000	479,000	479,000	479,000	479,000
3. 特定目的基金	1,700,764	2,096,914	2,229,233	2,429,233	2,429,233	2,429,233	2,479,233	2,479,233	2,479,233	2,479,233
うち(仮)新庁舎建設基金	-	-	-	-	500,000	600,000	700,000	800,000	1,000,000	1,000,000
合計	2,230,625	2,726,815	3,059,154	3,309,733	3,309,733	3,309,733	3,359,733	3,359,733	3,359,733	3,359,733

借入金残高

(単位:千円)

1. 前年度末借入金残高	-	-	-	3,750,000	4,190,000	5,150,000	5,295,000	5,120,000	4,880,000	4,600,000
2. 当年度借入金	-	-	-	770,000	1,300,000	485,000	150,000	100,000	100,000	100,000
3. 当年度償還額	-	-	-	330,000	340,000	340,000	325,000	340,000	380,000	370,000
合計	-	-	-	4,190,000	5,150,000	5,295,000	5,120,000	4,880,000	4,600,000	4,330,000

【 資 料 】

1 河内町新庁舎検討委員会の経過

開催日	内容
新庁舎検討委員会 第1回会議 令和4年7月28日	(1) 新庁舎検討委員会設置要綱について (2) 正副委員長の選出について (3) 現庁舎の現状について (4) 今後のスケジュールについて
新庁舎検討委員会 第2回会議 令和4年11月7日	(1) 今後のスケジュールについて (2) 新庁舎検討の方向性の確認について
新庁舎検討委員会 第3回会議 令和5年2月22日	(1) 新庁舎の基本的な考え方、整備方針について (2) 新庁舎の規模について (3) 新庁舎の建設位置について (4) 新庁舎の建設事業費、財源について (5) 新庁舎検討に係る財政収支シミュレーションについて
新庁舎検討委員会 第4回会議 令和5年5月19日	(1) 新庁舎の建設位置について (2) 新庁舎の建設事業費、財源について (3) 新庁舎検討に係る財政収支シミュレーションについて
新庁舎検討委員会 第5回会議 令和5年7月21日	(1) 答申（案）について
新庁舎建設に関する答申 令和5年8月8日	新庁舎検討委員会から町長へ

2 河内町新庁舎検討委員会設置要綱

令和4年訓令第35号

(設置)

第1条 河内町新庁舎に関する必要な事項を調査及び審議するため、河内町新庁舎検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、新庁舎に関する必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験者

(3) 町内の公共的団体の代表者等

(4) 町民代表

(5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町長の諮問事項に係る調査及び審議が終了し、答申する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を総括し、副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席で成立する。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 河内町新庁舎検討委員会名簿

No.	役職	氏名	備考	構成
1	委員長	牧山 龍雄	町議会議長	町議会議員
2	副委員長	鈴木 裕之	教育長	その他町長が必要と認める者
3	委員	諸岡 周示	町議会副議長	町議会議員
4	委員	星野 初英	町議会総務経済委員長	
5	委員	高橋 稔	町議会教育厚生委員長	
6	委員	秋山 義継	拓殖大学名誉教授	学識経験者
7	委員	高橋 博	消防団長	町内の公共的団体の代表者等
8	委員	栗山 功	農業委員長	
9	委員	平川 和文	民生委員児童委員協議会長	
10	委員	田中 正一	シニアクラブ連合会長	
11	委員	宮本 秀樹	商工会長	
12	委員	宮本 正枝	商工会女性部長	
13	委員	大久保 隆司	商工会青年部長	
14	委員	榊原 康之	かわち学園PTA会長	
15	委員	浅野 大介	生板地区	町民代表
16	委員	鈴木 久枝	源清田地区	
17	委員	久保 俊道	長竿地区	
18	委員	小松崎 崇司	金江津地区	
19	委員	藤井 俊一	前副町長	その他町長が必要と認める者
20	委員	大野 繁	前教育長	

(敬称略 順不同)